

## 第5章 水防計画

水災害時における、水防法に基づく水防活動等については、この計画の定めるところによる。

### 第1節 水防活動

#### 1 水防責任の大綱

水防法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

##### (1) 名寄市

水防法第3条の規定に基づき、名寄市は水防管理団体として名寄市区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

##### (2) 旭川開発建設部

ア 洪水等による危険が切迫した場合において、水災害を防御し、またはこれによる被害を軽減する措置をとること。

イ 国の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量水位を必要に応じて水防管理者に通知すること。

ウ 天塩川水系天塩川、天塩川水系名寄川洪水予報の発表に関すること。

##### (3) 上川総合振興局

ア 上川総合振興局は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。

イ 上川総合振興局長は、次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等にけた内容を通知すること。

(ア) 旭川地方気象台が、気象の状況により、洪水のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合

(イ) 水防法第10条第2項の規定により、旭川開発建設部長が旭川地方気象台長と共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合

(ウ) 水防法第16条第1項の規定により、天塩川水系天塩川、天塩川水系名寄川につき旭川開発建設部長が発表する水防警報を受けた場合

##### (4) 旭川建設管理部

ア 洪水等による危険が切迫した場合において、水災害を防御し、またはこれによる被害を軽減する措置をとること。

イ 道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量・水位を必要に応じて水防管理者に通知すること。

### (5) 居住者の義務

水防法第24条の規定に基づき、名寄市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は水防管理者又は消防署長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

## 2 水防組織と機構

### (1) 市の組織

水防に関する市の組織は、第2章第2節に定めるところによる。

### (2) 消防機関の組織

水防に関する消防機関の組織は、別表第1のとおりとする。

### (3) 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、別表第2に定めるところとする。

ただし、分担区域以外の区域であっても、消防署長が必要と認め指示したときは直ちに出勤し、現地水防活動に当たるものとする。

## 3 協力及び応援

### (1) 河川管理者（北海道開発局長）の協力

河川管理者（北海道開発局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者が行う水防・土砂災害等のための活動として次の協力を行う。

### (2) 北海道開発局長の協力事項

ア 河川に関する情報（天塩川、名寄川、風連別川、豊栄川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材（災害対策用機械含む）の貸与

オ 洪水、地震、土砂災害等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

4 近隣市町村水防管理団体、警察官及び自衛隊

(1) 近隣市町村水防管理団体との協力応援

水防法第23条の規定に基づく近隣市町村水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

名寄市 水防管理団体 市役所 3-2111 消防本部 3-2627	市町村水防管理団体名		市外 局番	市役所・ 町村役場	消 防 本 部
		下川町	水防管理団体	01655	4-2511
	美深町	水防管理団体	01656	2-1611	上川北部消防事務組合
	音威子府村	水防管理団体	01656	5-3311	上川北部消防事務組合
	中川町	水防管理団体	01656	7-2811	上川北部消防事務組合
	士別市	水防管理団体	0165	23-3121	士別地方消防事務組合
	和寒町	水防管理団体	0165	32-2421	士別地方消防事務組合
	剣淵町	水防管理団体	0165	34-2121	士別地方消防事務組合
	苫前町	水防管理団体	0164	64-2211	北留萌消防組合
	遠別町	水防管理団体	01632	7-2111	北留萌消防組合
	枝幸町	水防管理団体	0163	62-1234	南宗谷消防組合
	中頓別町	水防管理団体	01634	6-1111	南宗谷消防組合
	幌加内町	水防管理団体	0165	35-2121	深川地区消防事務組合

(2) 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、第5章第20節の災害警備計画に定めるところによるもののほか、水防管理者及び消防署長が協力応援を求めるときの、水防法に規定されている事項は、次のとおりである。

- ア 警察通信施設の使用（水防法第27条第2項）
- イ 警戒区域の設定（水防法第21条第2項）
- ウ 警察官の出動（水防法第22条）
- エ 避難のための立ち退きの場合における通知（水防法第29条）

(3) 自衛隊の派遣要請は、第5章第22節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、北海道知事（上川総合振興局長）に要請を要求するものとする。

5 水防危険区域及び水防施設

(1) 水防危険区域等の指定

市内河川等で、水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域は、別表第1水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域のとおりである。

(2) 水位観測

北海道開発局及び北海道の所管する水位観測所は、次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	観測所の位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	計画高 水 位
名寄大橋	天塩川	天塩川	大橋(①地区)	92.30m	93.20m	94.70m	94.90m	95.62m
真勲別	天塩川	名寄川	中名寄幕別橋 (下川町ほか)	103.90m	104.40m	104.70m	105.00m	106.32m
			中名寄幕別橋 (名寄市街地)	103.90m	104.40m	105.70m	106.00m	106.32m
豊栄川	天塩川	豊栄川	白樺橋上流	93.95m	94.44m	95.10m	95.34m	95.34m
北興橋	天塩川	風連別川	北興橋下流	98.80m	99.60m	100.70m	101.30m	—
西多寄	天塩川	天塩川	瑞生橋下流	105.00m	105.60m	—	—	—

備考 北海道所管の観測所～豊栄川

(3) 雨量観測

名寄市内において雨量観測を実施している機関及び北海道開発局・北海道所轄の雨量観測所（名寄市関係分）は、次のとおりである。

○ 旭川地方気象台

所轄区分	観測所名	観測所位置	使用機器	備考
気象庁	名寄	名寄市字大橋 63 番地 3	有線ロボット気象計、積雪深計	
気象庁	西風連	名寄市風連町西風連 2500	有線ロボット雨量計	

○ 旭川開発建設部名寄河川事務所

所轄区分	観測所名	観測位置	使用機器	備考
開発局	名寄	名寄市西 6 条南 9 丁目	有線ロボット気象計 有線ロボット積雪深計	
	西多寄	名寄市風連町瑞生350	自（いっ水式）＋テレ	

所轄区分	観測所名	観測位置	使用機器	備考
北海道	豊栄川	名寄市西14条南12丁目	自（いっ水式）＋テレ	

(4) 水防資機材の備蓄と調達

水防作業の実施に伴う水防資機材の備蓄は、市が保有するもののほか、必要に応じ民間等から発注調達するものとする。

(5) 水防用土砂採取場

水防管理者は、有事に備え土砂採取場を調査し、または土砂を堆積しておくものとする。堆積場所は名寄市字大橋106番地とする。

(6) 内水排除機等の操作

内水排除機及び揚排水機、樋門樋管、導集水路等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から次のことを含めて管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

ア 施設管理者は、気象等の状況に関する通報があった後は、水位の変化を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。

イ 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとする。

ウ 操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

- (ア) 目的
- (イ) 点検整備要領
- (ウ) 操作員氏名
- (エ) 操作の時期及び通報
- (オ) 操作に関する記録及び報告
- (カ) その他

## 6 気象警報等の通信連絡

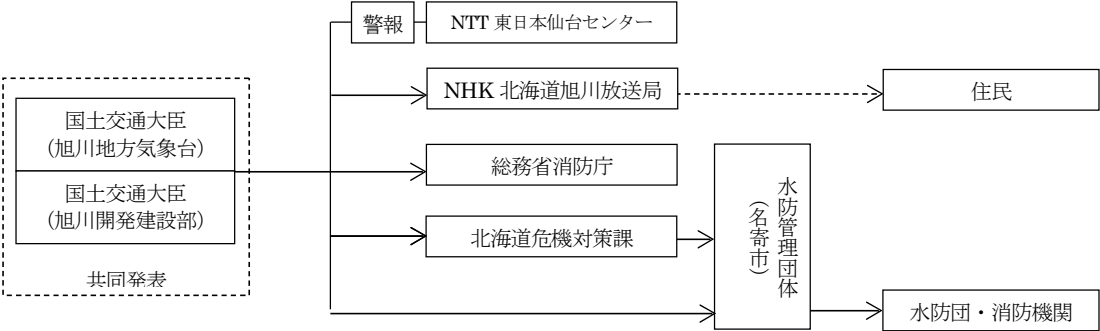
(1) 旭川地方気象台及び北海道開発局（旭川開発建設部）から発表される気象予報及び気象警報並びに洪水予報及び水防警報は次のとおりである。

(2) 水防活動用予報及び警報等の種類

予警報区分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報及び警報 気象業務法第14条の2第1項	大雨注意報 大雨警報 大雨特別警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方気象台	水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表
洪水予報 ・水防法第10条第2項 ・気象業務法第14条の2第2項	氾濫発生情報（洪水警報）・氾濫危険情報（洪水警報） 氾濫警戒情報（洪水警報）・氾濫注意情報（洪水注意報）	旭川開発建設部 旭川地方気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 ・水防法16条	待機・準備・出動・指示・解除	旭川開発建設部	洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表

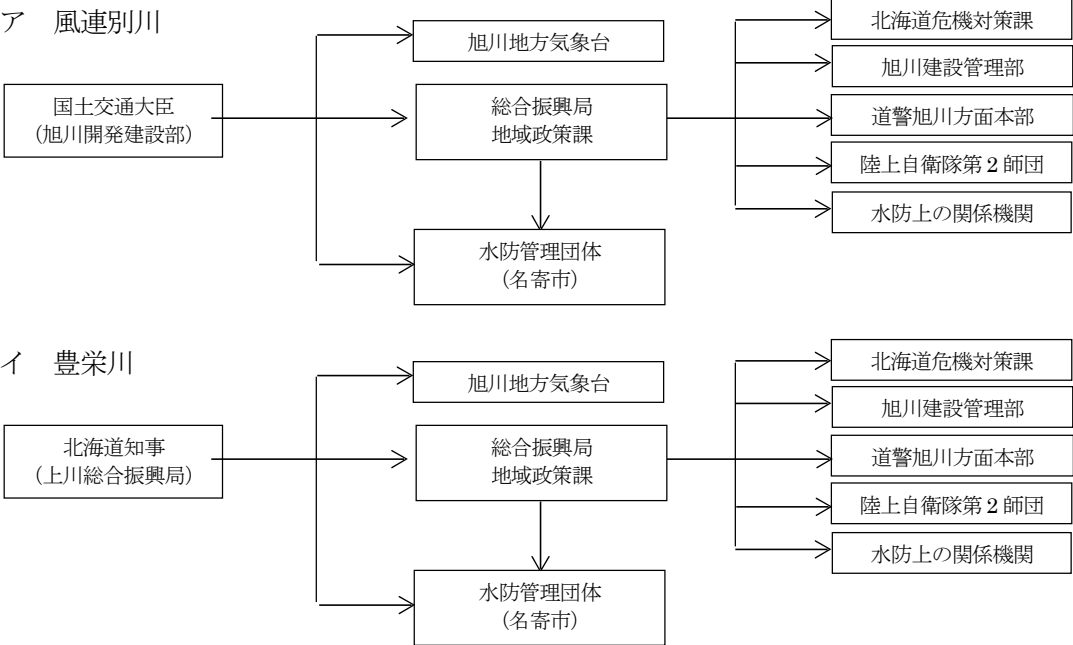
(注) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

(3) 洪水予報 (国が行う洪水予報)

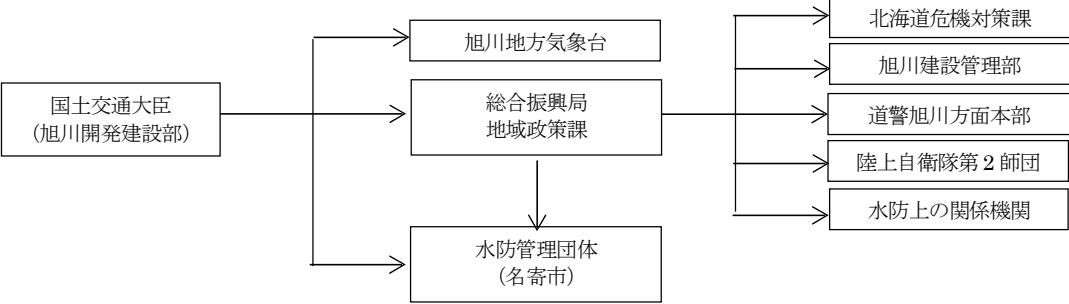


※ 洪水予報の対象河川は、天塩川及び名寄川

(4) 洪水予報・水位周知河川(国又は知事が行う水位情報の通知及び周知)



(5) 国土交通大臣又は知事による水防警報



通信手段は、電話、FAX、電子メール及び洪水予警報等作成システムによる。

## 7 要配慮者施設の指定

(別表) 水防法第15条第1項に基づく要配慮者施設 (令和4年3月29日現在)

	区 分	施設名称	所在地	電話 番号	FAX 番号	国土交通大臣が指定する洪水予報河川名
医療施設	総合病院	名寄市立総合病院	西7条南8丁目	3-3101	2-0567	天塩川・名寄川
	事業所内 保育施設	名寄市立総合病院 (つぼみ保育所)	西6条南8丁目	3-2839		天塩川・名寄川
	病院	吉田病院	西3条南6丁目	3-3381	2-3368	天塩川・名寄川
	事業所内 保育施設	吉田病院 (さくらんぼ保育園)	西2条南6丁目	2-7601		天塩川・名寄川
	病院	名寄東病院	東6条南5丁目	3-2188		天塩川・名寄川
	病院	名寄三愛病院	西1条北5丁目	3-3911	2-1555	天塩川・名寄川
市が所管する施設	公立保育所	名寄市西保育所	西6条北4丁目	2-2327	2-2327	天塩川・名寄川
	公立保育所	名寄市南保育所	西6条南9丁目	3-7832	3-7832	天塩川・名寄川
	公立保育所	名寄市東保育所	東5条南3丁目	2-5669	2-5669	天塩川・名寄川
	へき地保育所	智恵文保育所	字智恵文11線	8-2101	8-2102	天塩川
	児童館	児童センター	西11条北2丁目	3-3465	3-3465	天塩川・名寄川
	児童館	風連児童会館	風連町南町84番地 1	01655- 3-2871	01655- 3-2871	
	学童保育所	南児童クラブ	西6条南12丁目	3-4896	3-4896	天塩川・名寄川
	学童保育所	東児童クラブ	東5条南3丁目	8-7100	8-7100	天塩川・名寄川
	学童保育所	風連児童クラブ	風連町南町85番地 2	01655- 3-2333	01655- 3-2333	



学童保育所	学童保育所コロポックル	西2条南2丁目	8-7239	8-7239	天塩川・名寄川
学童保育所	どろんこはうす学童すまいる	西7条南4丁目	3-1028	3-1028	天塩川・名寄川
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム「里の家」	西1条南4丁目	2-6612		天塩川・名寄川
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム「里の家」 2号館	大通北5丁目	8-7371		天塩川・名寄川
認知症対応型 共同生活介護	けあビジョンホーム名寄	大通南4丁目	9-7711	9-7710	天塩川・名寄川
認知症対応型 通所介護	グループホーム「里の家」 デイサービス	西1条南4丁目	2-6612		天塩川・名寄川
認知症対応型 通所介護	グループホーム「里の家」 2号館デイサービス	大通北5丁目	8-7371		天塩川・名寄川
認知症対応型 通所介護	株式会社FOLLOW デイサービスセンター あうん	西10条北1丁目	2-0504	2-0504	天塩川・名寄川
認知症対応型 通所介護	株式会社FOLLOW デイサービスセンターあうん2号館	西3条北7丁目	8-7795		天塩川・名寄川
軽費老人ホーム	ノーデンス西1条	西1条南10丁目	8-7877		天塩川・名寄川
軽費老人ホーム	フロンティアハウスふうれん	風連町北栄町183	01655- 3-2470	01655- 3-2471	
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームひのき	豊栄109番地	8-7580	8-7580	天塩川・名寄川
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームひのき西棟	豊栄109番地	8-7580	8-7580	天塩川・名寄川
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ゆうぞらの家	西4条北2丁目	8-8117		天塩川・名寄川
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ほしぞらの家	徳田31番地4	8-7733	8-7735	
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム あおぞらの家	徳田31番地4	8-7733	8-7735	
有料老人ホーム	グループハウスやすらぎ	風連町緑町98番地	01655- 3-2470	01655- 3-2471	

	通所介護	名寄市デイサービスセンター 友遊館	東8条南8丁目	2-6227	3-3353	天塩川・名寄川
	通所介護	名寄市デイサービスセンター 楽々館	東8条南5丁目	3-0341	3-0343	天塩川・名寄川
	通所介護	カラダラボ	西4条南7丁目	8-7886		天塩川・名寄川
	通所介護	デイサービスPerk Assistance名寄	西9条北3丁目	8-8121		天塩川・名寄川
	通所介護	名寄市風連在宅老人デイサービスセ ンター	風連町北栄町 51 番 地 1	01655- 3-2971	01655- 3-2972	
	通所介護	デイサービスセンター フロンティアハウスふうれん	風連町北栄町 183	01655- 3-2020	01655- 3-3216	
北海道 知事が 所管す る施設	小規模保育施設	どろんこ保育園	西7条南4丁目	3-1028	3-1028	天塩川・名寄川
	認可外保育施設	にじいろの家	西5条南5丁目	080-326 8-9639		天塩川・名寄川
	認定こども園	名寄大谷認定こども園	西5条南2丁目	2-2668	8-7711	天塩川・名寄川
	認定こども園	認定こども園名寄幼稚園	東1条南2丁目	3-0280	8-7091	天塩川・名寄川
	幼稚園	光名幼稚園	西2条南10丁目	2-4741	2-3635	天塩川・名寄川
	幼稚園	名寄カトリック幼稚園	西3条南4丁目	2-2632	2-0387	天塩川・名寄川
	介護老人福祉施 設（特養）	名寄市特別養護老人ホーム 清峰園	東8条南8丁目	3-3228	2-0921	天塩川・名寄川
	介護老人福祉施 設（特養）	特別養護老人ホーム しらかばハイツ	風連町北栄町 51 番 地 1	01655 -3-2971	01655- 3-2972	
	短期入所生活介 護	名寄市特別養護老人ホーム 清峰園	東8条南8丁目	3-3228	2-0921	天塩川・名寄川
	短期入所生活介 護	特別養護老人ホーム しらかばハイツ	風連町北栄町 51 番 地 1	01655- 3-2971	01655- 3-2972	
	サービス付き 高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 モモ	西3条南3丁目	3-8746		天塩川・名寄川

通所リハビリテーション	名寄三愛デイケアセンター	西1条北5丁目	3-3911	2-1555	天塩川・名寄川
共同生活援助	麻生ハイツ	西6条南11丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	あじさい寮	西6条南11丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	来夢	西14条南10丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	リップル	西5条南6丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	カーザ	豊栄109番地	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHあい	西10条北9丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	陽だまり 短期入所あい	西10条北9丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHやすらぎ	東9条南5丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	共生型GHサロンふれあい	東8条南5丁目	(代) 3-1221	8-9310	天塩川・名寄川
共同生活援助	GHかがやき	大通南11丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHゆい	西9条北9丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHあき	西10条北9丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHはる	大通南10丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	ふたば荘	西1条南8丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川
共同生活援助	エイデン	西4条南7丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川
共同生活援助	ポルト	東5条北1丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川

共同生活援助	グループホーム ひかる	西7条南9丁目	(代) 3-8831		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム めぐむ	東5条南9丁目	(代) 3-8831		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム あゆむ	緑丘 39-116	(代) 3-8831		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム ういっと	西12条北1丁目	(代) 3-8831		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム ひなた	西6条南5丁目	(代) 3-8831		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム かざぐるま	東4条北1丁目	(代) 2-0356		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム 風鈴	東4条北1丁目	(代) 2-0356		天塩川・名寄川
短期入所	陽だまり短期入所 やすらぎ	東9条南5丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
短期入所	陽だまり短期入所 ふれあい	東8条南5丁目	(代) 3-1221	8-9310	天塩川・名寄川
短期入所	陽だまり短期入所 かがやき	大通南11丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
生活介護	陽だまり	大通南2丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
自立訓練 (生活訓練)	生活訓練事業所 ファロ	西1条南6丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川
就労継続支援A	就労継続支援事業所 みなみな	西4条南3丁目	3-1188		天塩川・名寄川
就労継続支援B	F r e i h e i t	西1条南5丁目	2-8330		天塩川・名寄川
就労継続支援B	ジョブアカデミー名寄	西2条南6丁目	8-7680		天塩川・名寄川
就労継続支援B	就労継続支援事業所 マヤッカ	西1条南6丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川
就労継続支援B	陽だまり	大通南2丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川

地域活動支援センター	道北地域生活支援センター いきぬき	西1条南9丁目	9-4365		天塩川・名寄川
児童発達支援	児童デイサービス BAUM	西6条北4丁目	(代) 8-7272		天塩川・名寄川
児童発達支援	名寄市子ども発達支援センター	西1条南12丁目 (福祉センター内)	3-2364		天塩川・名寄川
児童発達支援	児童発達支援事業所 遊楽	西1条南7丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
放課後等デイサービス	児童デイサービス BAUM	西6条北4丁目	(代) 8-7272		天塩川・名寄川
放課後等デイサービス事業	児童発達支援事業所 遊楽	字豊栄109番地1	(代) 3-9222		天塩川・名寄川

## 8 要配慮者施設への洪水予報等の伝達

- (1) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法については次のとおりとする。
  - ア 市が所管する施設 所管部局からFAX又は庁内メールにより伝達
  - イ 北海道知事が所管する施設及び医療施設 所管部局からFAX又は庁内メールにより伝達
- (2) (1)の洪水予報等の伝達は、主として避難行動要支援者対策班が担当する。

## 9 避難確保計画の作成及び報告

- (1) 要配慮者利用施設が作成する避難確保計画に掲載する事項は次のとおりとする。
- (2) 要配慮者利用施設が避難確保計画を作成した時は、関係部局の点検を受け市総務部参事（防災担当）へ提出しなければならない。

## 10 避難確保計画作成の指示及び未作成施設の公表

- (1) 市は、要配慮者利用施設が避難確保計画を作成した場合の点検において必要に応じて、指示することができる。
 

また、要配慮者利用施設が未作成施設であるときは、作成の指示を行う。
- (2) 避難確保計画を未作成の要配慮者利用施設については、公表をするものとする。

## 11 避難訓練及び報告

要配慮者利用施設が行う避難訓練の結果等について、市総務部参事（防災担当）へ報告しなければならない。

## 12 重要水防箇所

- (1) 重要水防箇所とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所のこと。
- (2) 具体的には次のような項目毎に、その重要度によってA・B、要注意区間の3つのランクに分類する。
  - ・堤防高・・・・・・・・・・ 堤防の高さが不足している箇所
  - ・堤防断面・・・・・・・・・・ 堤防の幅が不足している箇所
  - ・法崩れ・すべり・・・・・・・・ 過去に堤防の法面が崩れたことのある箇所
  - ・漏水・・・・・・・・・・ 過去に堤防から水がにじみ出したことのある箇所
  - ・水衝・洗掘・・・・・・・・・・ 川の水あたりの強い箇所
  - ・工事施工・・・・・・・・・・ 堤防・開削を行う工事箇所等
  - ・工作物・・・・・・・・・・ 橋の桁下が低い箇所等
  - ・新堤防・・・・・・・・・・ 堤防工事から3年以内の箇所
  - ・破堤跡・旧川跡・・・・・・・・ 昔川が流れていた箇所等

(3) 重要度等の定義

ア 重要度A : 水防上最も重要な区間

イ 重要度B : 水防上重要な区間

ウ 要注意区間 : 工事施工、新堤防、旧川跡、破堤跡、陸閘の該当箇所について「要注意区間」と定義している。

エ 重点区間 : 水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間を設定する。

(4) 重要水防箇所は、北海道開発局旭川開発建設部及び北海道が別に定める。

13 洪水警戒情報の伝達

洪水情報及び避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、広報車、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン	摘 要
警戒信号	●休止 ●休止 ● 休止	●—休止 ●—休止 5秒—15秒 5秒—15秒 ●—休止 5秒—15秒	はん濫注意水位に達した ことを知らせる信号
出動第1 信号	●—●—● ●—● —● ●—●—●	●—休止 ●—休止 5秒—6秒 5秒—6秒 ●—休止 5秒—6秒	水防団及び消防機関に属 する者の全員が出動すべ きことを知らせる信号
出動第2 信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	●—休止 ●—休止 10秒—5秒 10秒—5秒 ●—休止 10秒—5秒	当該水防管理団体の区域 内に居住する者が出動す べきことを知らせる信号
危険信号 (避難・立ち 退き)	乱 打	●—休止 ●—休止 1分—5秒 1分—5秒	必要と認める区域内の居 住者に避難のため立ち退 くことを知らせる信号

(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは、口頭、電話、広報車等により周知すること。

14 水防活動

(1) 市の配備計画

市が、水防法第10条の規定による洪水予報及び水防法第16条による水防警報を受けたとき、または洪水が予想されるとき市の配備体制は、第2章第3節における本部の配備体制によるものとする。

(2) 監視及び警戒

ア 常時監視

水防管理者は、市職員及び消防職員により、常時水防区域内の堤防・樋門樋管・排水機場及び導集水路を監視させ、水防上危険であると認められる個所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川・堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。また、貯水池その他これに準ずる施設の管理者は、監視員を定め、担当区域を監視させるものとし、地区別巡視責任者は、次のとおりとする。

地区	担当河川等	巡視担当部署	巡視責任者	監視員の数
名寄地区	天塩川・名寄川・内淵川・旧豊栄川・有利里川・瑞穂川・右瑞穂川・ポン初茶志内川・初茶志内川・線路の沢川・弥生川・西初川・タヨロマ川・倉沼川・風連別川・曙川・豊栄川・十線川・ピヤシリ川・日之出川・ラカン川・拓文川・日彰川・新生川・拓進川・松の川・平和川・九線川・朝日川・上名川・砂金沢川・夢の川・旭東川	建設水道部 消防署	・都市整備課長 ・消防署長 (名寄消防団長)	名寄消防団 ・本部分団 ・第1分団 ・第2分団 ・第3分団 ・第4分団
智恵文地区	天塩川・高砂川・18線川・イオナイ川・親和川・福德川・昭和川・智南川・紅葉川・大和川・報徳川・八線川・六線川・吉野川・共和川・西村川・東雲川・智恵文北川智恵文川・ピヤシリ沢川・九度山川・四線川	建設水道部 消防署		名寄消防団 ・第4分団



<p>風連地区</p>	<p>風連別川・忠烈布川・えん堤下の川・忠烈布支流の沢川・大沼川・丸三川・長根川・東生川・サクラノ沢川・一の沢川・二の沢川・三の沢川・タヨロマ川・クラヌマ川・真狩川・エペウンナイ川・左の沢川・クマウシュナイ川・西七号川・トーフトナイ川・ポントーフトナイ川・ヒダリフトナイ川・天塩川</p>	<p>建設水道部 消防署</p>	<p>・都市整備課長 ・消防署長 (風連消防団長)</p>	<p>風連消防団 ・本部分団 ・第1分団 ・第2分団 ・第3分団 ・第4分団</p>
-------------	--	----------------------	---------------------------------------	--

イ 非常監視及び警戒

水防管理者は、非常配備を指令したとき、または水防上必要があると認めるときは、アに定める監視員及び(3)の消防機関の水防分担区域に定める消防機関の担当者に、その担当水防区域内の監視警戒を厳重にさせ、監視員は異状を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は直ちに河川管理者等に連絡するものとする。

(3) 警戒区域

ア 警戒区域の設定

水防法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域から退去を命ずることができる。

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

イ 警戒区域設定の報告

アにおいて警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

(4) 決壊の通報

水防管理者等は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにこれに関係者に通報するものとする。

15 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。

ア 消防機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ 水防団を待機させたとき。

エ その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、水防活動実施報告を翌月5日までに上川総合振興局長に2部提出するものとする。

16 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、水防法第35条の規定により毎年水防訓練を実施するものとする。

17 タイムライン（防災行動計画）の活用

(1) タイムラインの運用

水防管理者は、災害発生前から災害発生時までの間の防災活動で関係機関と定めるタイムライン（防災行動計画）に沿って行うことを基本とする。

(2) タイムラインの見直し

水防管理者は、防災活動において必要があると認めるときは、関係機関と協議の上タイムライン（防災行動計画）の見直しを行うものとする。

## 第2節 洪水ハザードマップ

### 1 洪水ハザードマップの根拠及び浸水想定等

#### (1) 作成の根拠

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、同条第3項の規定により指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知を行うものとされることから、同法第15条の規定に基づき、地域防災計画において洪水予報の伝達方法・避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るためにハザードマップに関して必要な事項を定める。

#### (2) 降雨及び浸水想定

ア 計画規模・天塩川、名寄川、風連別川の浸水想定区域として、概ね100分の1の確率で起こる大雨（天塩川流域の3日間雨量242mm）が降った場合における河川の氾濫を想定した浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

イ 最大規模・天塩川、名寄川、風連別川の浸水想定最大規模の降雨を想定を区域として、1000分の1の確率で起こる大雨（天塩川流域の72時間雨量343mm、名寄川流域の72時間雨量424mm）が降った場合における河川の氾濫をによる浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

(3) 氾濫流（家屋倒壊）、河岸浸食、浸水継続時間は、国土交通省が最大規模の降雨を想定した河川の氾濫をによる浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

#### (4) ハザードマップの作成経過

ア 平成23年3月：名寄市洪水ハザードマップ

イ 平成25年3月：名寄市土砂災害警戒区域等防災マップ（智恵文八幡地区）

ウ 平成27年8月：名寄市防災マップ

エ 平成30年8月：名寄市洪水ハザードマップ

オ 令和4年10月：名寄市防災ガイドマップ

## 2 浸水想定の対象となる河川

ハザードマップに掲載する浸水想定の対象河川

(水防法に基づく浸水想定の対象河川は次のとおりとする。)

- (1) 国土交通大臣による洪水予報河川(水防法第10条第2項)

天塩川 名寄川

- (2) 国土交通大臣による水防警報河川(水防法第16条第1項)

天塩川 名寄川 風連別川

- (3) 知事による洪水予報・水防警報河川(水防法第16条第1項)

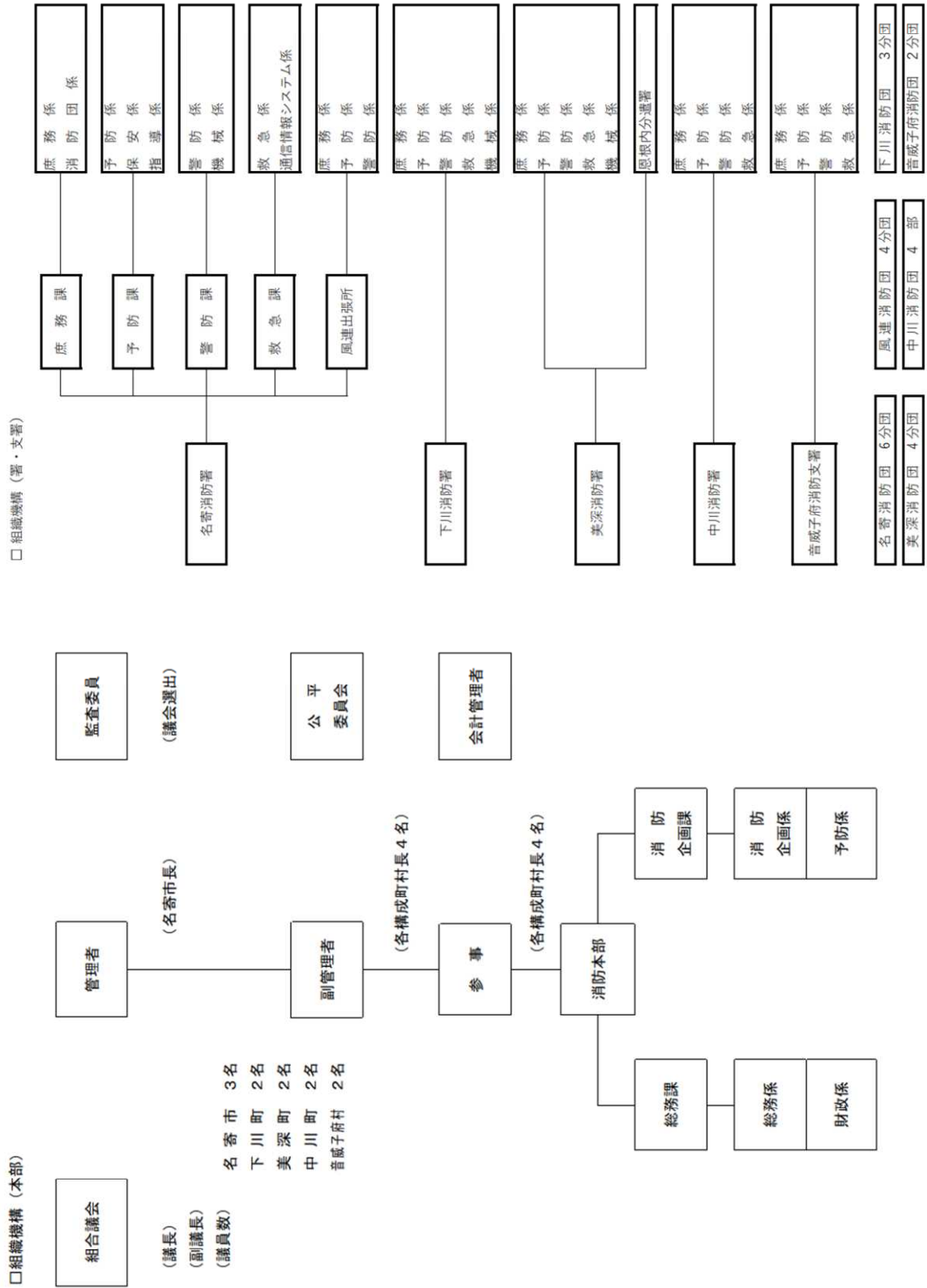
豊栄川

- (4) 対象河川以外の河川及び小河川については、過去におきた水害の例による。

## 3 「氾濫流」及び「河岸浸食」による家屋倒壊等区域(家屋倒壊等ゾーン)の指定

「氾濫流」及び「河岸浸食」による家屋倒壊等区域(家屋倒壊等ゾーン)の指定は、平成28年10月31日国が公表した「氾濫流」及び「河岸浸食」の範囲にある家屋等とする。

別表第1 (2の2関係)



別表第1 (2の2関係)

1 水防区域

番号	市町村名	被害発生予想区域					予想される被害						整備計画		
		地区名	警戒区域延長 (m)	水系河川等			災害の要因	住家			公共施設等		道路 交通量、孤立集落等	実施機関名	摘要
				流心距離 (m)	水系	河川名		戸数	人口	その他	施設名	収容人員等 (人)			
1	名寄市	砺波	1,000	—	天塩川	天塩川	溢水	15	60	—	—	—	—	名寄市	
2	名寄市	中名寄3線	1カ所	—	天塩川	天塩川	溢水	1	5	—	—	—	—	名寄市	
3	名寄市	中名寄5線	1カ所	—	天塩川	天塩川	溢水	4	5	—	—	—	—	名寄市	
4	名寄市	東風連	2カ所		天塩川	風連別川	溢水	4	9	—	—	—	—	名寄市	

番号	市町村名	被害発生予想区域				予想される被害						法令等における指定状況				整備計画			
		地区名	場所	災害の要因	警戒区域 (面積距離) (ha)	住家			公共施設等		道路 交通量、孤立集落等	指定機関	法令等	指定年度	指定番号	予想区域との関連		実施機関名	摘要
						戸数 (戸)	人口 (人)	その他	施設名	収容人員等 (人)						全部	一部		
1	名寄市	旭ヶ丘	旭ヶ丘	浸水	1.1	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
2	名寄市	風連町 仲町	風連町 仲町	浸水	0.07	2	—	—	西町 モミヤ	—	—	—	—	—	—	—	—		
3	名寄市	風連町 緑町	風連町 緑町	浸水	0.4	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		